

インテリアスタイリング協会講座受講

利用規約

第1条（利用規約の目的）

この利用規約（以下「本規約」）は、一般社団法人インテリアスタイリング協会（以下「当協会」）が開催する講座（以下「本講座」）の受講に関し、本講座について当協会と契約する当事者（以下「申込者」）との間の各種の条件を定めるものです。

本規約の内容をご確認いただいたうえで、本講座の受講をお申しいただいた場合には、本規約の内容は、本講座に関する契約（以下「本契約」）の内容に含まれます。

第2条（本講座の概要）

本講座は、受講後の独立を保証するものではありません。

- ① 講座概要インテリアの基礎から学ぶインテリア業界で働く為の技能習得
- ② 実施方法座学式授業
- ③ 受講期間約2ヶ月

第3条（契約成立までの流れ）

1. 申込者は、当協会WEBサイト上にある「お申込フォーム」において、申込講座を選択し、確認画面を選択した上で、送信ボタンを押して当協会にご連絡下さい。
2. 受講申込完了後、当協会は申込者に対し、2営業日以内に申込者の登録メールアドレス宛に「申込受付完了メール」を送付し、オンライン上において、申込者との間で締結した本契約に基づき、インテリアスタイリング技術の習得のために必要な技術として当協会が用意したカリキュラムに基づく研修を実施し、申込者はこれに対する対価を支払うものとしします。
3. 当協会から「申込受付完了メール」の送信を持って、本契約が成立するものとしします。申込者がメールを用いて当協会に対し契約の申込の意思表示をした場合は、当協会と申込者との間で利用契約書を作成した時点で成立するものとしします。

第4条（サービス提供条件）

1. 当協会は、ウェブサイト運営およびサービス提供にあたり、天変地異、戦争、内乱、サイバーテロ、労働争議、火災、停電、法令による強権発動等、合理的に自らの責に帰することができない原因に直接起因する本規約上の不履行・遅延に対して責任を負いません。
2. 当協会は、本講座におけるサービスの正確性・有用性・完全性を保証するものではありません。
3. 当協会は、申込者が行った本講座に対するウェブ上でのあらゆる書き込み等について、本規約ならびに当協会の運営、サービスの主旨に照らして不適切であると判断する場合に、当協会の判断で必要な措置を講じることがあります。
4. 当協会は本講座のサービスについて、申込者に対する事前の告知なく必要に応じて随時その内容の変更を行えるものとしします。
5. 申込者は、本講座の受講申込時の条件に応じて、特定のサービスを利用できないなどの制約を受ける場合があります。
6. 当協会は本講座のウェブサイト上において、運営事務局に関する連絡先を掲載し、申込者はこれを了解しているものとみなします。
7. 本講座のウェブサイトならびにサービスにおいて使用する日時については特段定めのない場合は日本標準時間を用いるものとしします。
8. 本講座では、申込者に対し情報・サービスを紹介するために、他の会社のウェブサイトへリンクしている場合がありますが、リンク先のウェブコンテンツ、サービス、ウェブサイト上での情報収集

などに関しては、当協会は一切の責任を負いません。

第5条（受講料等のお支払い）

申込者はWEB上での申込から3日間、又は申込日から受講開始日まで3日を切る場合は講座開始日までに受講料をクレジットカードで振込むことでサービスの対価を得るものとします。

また当協会は当該申込者から特段の請求がない限り領収書を発行しないものとします。

第6条（申込の取消について）

1. 申込者自身が電話・郵便・インターネットなどで申し込んだ場合にはクーリングオフに応じることはできません。
2. 申込の取消に関しては、当協会が用意する解約通知書に必要事項を記載し、申込者自身が当協会宛てにメール若しくはFAXで提出した際のみ、当協会は申込の取消を承認する。
3. 申込の取消日に関しては、解約申請書が当協会に届いた時点での月日とする。
4. 申込後、講座開始日までの期間内で申込者の都合により本講座受講契約を取り消す場合には、下記の①～④のキャンセル料と当協会規定の振込手数料を差し引いた金額を返金します。
 - ① 講座開始日の1週間以内の解約申請書の提出申込講座費用の10割
 - ② 講座開始日の8日前から2週間以内の解約申請書の提出申込講座費用の5割
 - ③ 講座開始日の15日前から1ヶ月以内の解約申請書の提出申込講座費用の3割
 - ④ 講座開始日の1ヶ月より以前の解約申請書の提出申込講座費用の1割
5. 返金は解約申請書が当協会に届いた月末締め翌月末払いで対応いたします。

第7条（中途解約）

受講開始後の解約の場合、受講料の返金については致しかねます。

第8条（解除）

当協会は、申込者が次の各号に該当または該当するおそれがあると判断した場合、無条件に申込を承諾しないか、または現に承諾した申込を無条件に解除することができるものとします。

- ① 不備または誤った情報で受講の申込を行った場合。
- ② 故意に虚偽または不正な情報を用いて受講の申込を行った場合。
- ③ 法的に正常な意思能力がない場合。
- ④ 法的に正常な支払能力がない場合。
- ⑤ 過去に当協会に対しての未払いがあるか、またはそのおそれがあると当協会が判断する場合。
- ⑥ 過去に本規約に違反したことがあるか、または過去に申込者としての地位の全部または一部を取り消されたことがある場合。
- ⑦ その行為が公序良俗に反するなど、当協会の正常な運営の妨げとなるか、またはその恐れがあると当協会が判断する場合。
- ⑧ 登録内容では当協会から申込者への連絡が取れないか、著しく困難な場合。
- ⑨ その他、本規約の主旨に照らして、当協会が不相当と判断する場合。

第9条（申込事項の変更、削除、および受講情報の削除）

1. 申込後に申込の際に選択された講座から、他の講座への変更は致しかねます。
2. 申込者は、本講座の申込時に登録した申込者に関する情報に変更が生じた場合、当協会が用意する申込内容変更届を提出するものとします。
3. 申込内容変更届の提出がなされなかったことに起因する電子メール、郵送物の未着、その他の申込者自身の損害や不利益について、当協会は責任を負いません。
4. 当協会は、利用契約に基づくサービス提供期間終了後においては申込者の情報を削除できるもの

とします。この情報には申込時に登録した申込者自身に関する情報のほか、受講履歴など受講中に発生した情報を含みます。

第10条（知的財産権）

1. 当協会のウェブサイトならびにサービスに関する著作権その他の知的財産権は、当協会、講師または情報提供者が所有するものです。申込者は許可なく第三者への開示、再利用、複製、頒布、売買、譲渡、転貸等を行ってはなりません。かかる行為により、当協会、講師および情報提供者が損害を被った場合は、当該申込者に請求することができるものとします。
2. 当協会のウェブサイトならびにサービスに関するソフトウェア、商標、ロゴマーク、手引書、マニュアル等の著作権その他の知的財産権は、当協会または当協会に関わる知的財産権保有者に帰属するものです。かかる行為により当協会および当協会に関わる知的財産権保有者が損害を被った場合は、当該申込者に請求することができるものとします。
3. 申込者は当協会のウェブサイトならびにサービスにおいて提供される書類、図版、統計資料、ソフトウェア等について、もっぱら受講者本人の学習のための利用権を有するに過ぎず、いかなる場合も第三者への開示、再利用、複製、頒布、売買、譲渡、転貸等を行ってはなりません。かかる行為により当協会、講師および情報提供者が損害を被った場合は、当該申込者に請求することができるものとします。
4. インターネット、SNS等で申込者自身が本講座に関してアップロードした文書、書き込み内容等が他社の知的財産権を侵害していることで紛争が生じた場合は、当該申込者の責任と費用において解決するものとします。申込者が第三者の著作物等を利用する際は、申込者自身が事前に当該権利者に許諾を得てください。

第11条（禁止事項）

1. 申込者が本講座を受講するにあたって、理由の如何にかかわらず以下の各号に該当する行為を行うことを禁止します。
 - ① 当協会、講師または情報提供者、他の申込者の著作権その他の権利を侵害するか侵害するおそれのある行為。
 - ② 当協会、講師または情報提供者、他の申込者の名誉を毀損したり誹謗中傷する行為、またはプライバシーを侵害するか侵害する恐れのある行為。
 - ③ 本講座のサービスの正常な運営を妨げる行為。
 - ④ 本広義において本講座に関わる講義を直接講師に申込・受講を依頼する行為
 - ⑤ 他の申込者ならびに第三者に迷惑のかかる行為。
 - ⑥ 他の申込者の地位を利用してサービスの提供を受けること。
 - ⑦ コンピューターウイルスを含んだ有害なプログラムを使用するなど、当協会のシステムに対する妨害行為。
 - ⑧ 犯罪行為、または他人の犯罪を助長するか助長する恐れのある行為。
 - ⑨ 差別につながる行為。
 - ⑩ 公序良俗に反するか反する恐れのある行為。
 - ⑪ 政治ならびに選挙活動。
 - ⑫ 特定の思想・信条・宗教に関する活動。
 - ⑬ 一切の営業活動。
 - ⑭ 当協会のシステム、ソフトウェア、サービスの全部または一部の修正、改変、複製、蓄積、削除を行うこと。
 - ⑮ 当協会の許可なく当協会のウェブサイトならびにサービスをその一部とする営業活動を行うこと。
 - ⑯ 本規約に禁止の定めのある行為、その他当協会が不相当と判断する行為。

2. 本条第1項の規定に反する行為があった場合、当協会は申込者へのサービスの全部または一部を無条件に停止できるほか、第三者からの損害賠償、名誉毀損その他の訴えに対しては当該申込者が自身の責任と費用において解決するものとします。

第12条（本講座の運営終了）

当協会は原則として、3ヶ月前に通知を行うことで、本講座の運営を終了できるものとします。その場合、完全に提供されないサービスについては、その提供されていない割合により算出した相当額を、申込者に対し無利子にて申込者が指定する銀行口座に振り込むことによって返却します。この場合の振込み手数料は当協会の負担とします。

第13条（本規約の変更）

1. 当協会は、必要に応じて随時本規約ならびに本講座に関わる名称、サービスを変更することができるものとします。その場合、本規約第18条に定める一般的通知の方法に従って申込者への通知を行うことで足りるものとします。当該通知により変更された諸事項は、本規約の一部を構成するものとします。
2. 講座受講申込後の本規約の変更であって、当該変更が直接営業を与えるサービスに申し込んだ申込者が当該変更に同意できない場合は、当協会に対する書面等の連絡を持って当該申込を解約することができます。

第14条（緊急避難的措置）

当協会のウェブサイトが停止するなどの緊急の場合においては、その時点で当協会が最も適当と判断する範囲ならびに方法でのサービスの提供、通知等を行うことにあらかじめ申込者は同意します。

第15条（一般的通知の方法）

当協会から申込者指定のメールアドレス宛にメールを送信して行うものとします。

第16条（個人情報）

1. 当協会は、講座受講申込の際に登録された申込者の個人情報について細心の注意をもって管理し、本講座のサービスの円滑な提供のために利用します。なお、あらかじめ申込時に同意いただいた方に対しては、当協会およびその関連会社からのダイレクトメール、アンケート、調査票、その他の広告などをご案内することがあります。
2. 申込者は、本講座申込の際に登録された申込者の個人情報について、当協会が法令に基づいて国家机关や裁判所等に提出する強制義務がある場合があることを、あらかじめ了承します。
3. 申込者は、当協会が個人情報をその本人が特定できないかたちで統計的に処理し、公開する場合があることを、あらかじめ了承します。
4. 申込者が当協会のサービスを利用する際に、当協会のシステム等に自らの個人情報を開示した場合、それにより当該申込者が蒙る不利益や損害に関して、当協会はその責任を負いません。
5. 個人情報の取り扱いに関する問い合わせの窓口は、第2条10項にて定める運営事務局とします。また、個人情報の開示請求方法や、いったん登録した個人情報の修正や削除の請求方法については都度、当協会までお問い合わせください。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 当協会及び申込者は、利用契約の締結により、各自が反社会的勢力に該当しないこと、および次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約したものとみなします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有すること
2. 当協会及び申込者は、利用契約の締結により、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約したものとみなします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為

第18条（業務委託）

当協会は、必要に応じて本プログラムの運営に関わる業務の全部または一部を、その費用と責任において第三者に委託することができるものとします。

第19条（免責と損害賠償）

申込者が本講座を受講することによる直接・間接の不利益や損害について、当協会は原則として損害賠償の責任を負いません。

第20条（協議解決）

本規約に定めのない事項、または各条項の解釈について疑義を生じた場合は、申込者、受講者および当協会双方は、その都度、誠意をもって協議し、円満に解決を図るよう努力することを確認します。

第21条（管轄合意裁判所）

申込者、受講者および当協会双方は、本規約に関し紛争が生じた場合、日本国内法に準拠して東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上